

長野県労働委員会の労働者委員及び使用者委員候補者の推薦を求めます。

長野県労働委員会の現委員の任期が、平成24年4月20日で満了になりますので、労働組合、使用者団体から次期委員候補者の推薦を求めます。

1 委員定数 労働者委員・使用者委員各5名

2 主な職務内容

(1) 不当労働行為の審査

不当労働行為（組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い等）の救済申立てがあつた場合、調査及び審問を行う手続き並びに和解を勧める手続きなどに参与します。

(2) 労働争議の調整

労使の主張が一致せず、自主的な解決が困難となった場合に、労使の間に入り、争議を平和的に解決するために必要な援助を行います。

3 委員の任期 2年間（平成24年4月21日から平成26年4月20日まで）

4 報酬 特別職の職員等の給与に関する条例による。

5 委員候補者を推薦できる労働組合・使用者団体の資格

委員候補者を推薦できるのは、県内のみ組織を有する労働組合及び使用者団体です。（労働組合は労働者委員候補者を、使用者団体は使用者委員候補者を推薦願います。）

6 被推薦者資格

労働組合法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

7 提出書類

(1) 労働者委員候補者又は使用者委員候補者の推薦に共通して必要なもの。

ア 推薦書

イ 被推薦者の履歴書

(2) 労働者委員候補者の推薦に必要なもの

ア 労働組合の資格審査に関する証明書（県労働委員会が発行します。）

資格審査は、推薦する労働組合が労働組合法の規定に適合するかを審査するもので、一定期間を必要としますので、お早めに県労働委員会事務局に御相談ください。

* 県労働委員会事務局 電話 026-235-7469

8 提出期限 **平成24年2月22日（水）**

9 提出先 長野県商工労働部労働雇用課 調査情報係 電話 026-235-7119

商工労働部労働雇用課調査情報係
課長 吉澤 猛 担当 小川三枝子、町田和也
電話:026-235-7119(直通)
代表:026-232-0111 内線 2475
FAX:026-235-7327
E-mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp